

資料編

(I) 学位授与の現行制度

ここでは、現在（平成23年度）の学位授与制度の学位授与制度の概要について記述する。詳細については、関連する諸規程ならびに「新しい学士への途—平成23年度版」等を参照されたい。

1. 短期大学・高等専門学校卒業者等への学士の学位授与

本機構の学位授与制度を利用して、短期大学・高等専門学校等を卒業した者等が学士の学位を取得するまでの流れは、図1-1のようにまとめられる。以下にそれぞれの項目について説明する。なお、詳細は「新しい学士への途—平成23年度版」に記載されている。

1.1 学位取得の要件

本機構では、学士の学位の取得を希望する者が、学士の学位にふさわしい学力を有しているかどうかを審査するために以下に示す各要件を設定し、審査に合格した者に対してのみ学位を授与している。

- (1) 「基礎資格を有する者」に該当する
- (2) 大学等で単位を修得する
- (3) 学修成果を作成する
- (4) 機構に学位授与の申請をする
- (5) 試験を受ける
- (6) 審査に合格する

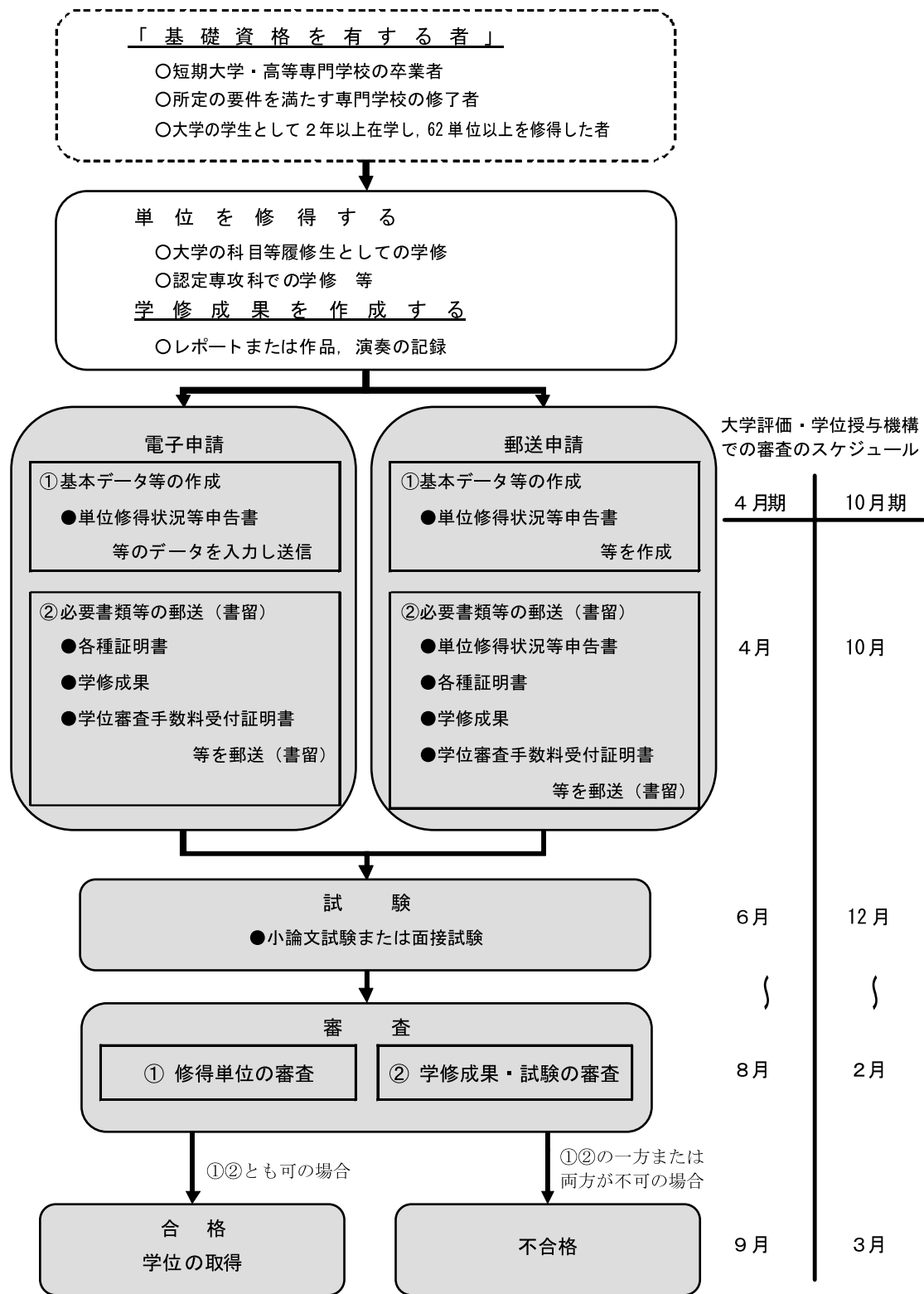
1.2 基礎資格

本制度では、短期大学、高等専門学校等における一定の年限にわたった「まとまりのある学修」を基礎として、さらに大学等において新たな学修を積み上げることを求めている。

「基礎資格を有する者」は、次表の各項目のいずれかに該当する者である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 短期大学を卒業した者2. 高等専門学校を卒業した者3. 大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者4. 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの。この資格には、次の両要件を満たす者が該当する<ol style="list-style-type: none">イ 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の課程を修了した者であることロ 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者であること5. 旧国立工業教員養成所を卒業した者6. 旧国立養護教諭養成所を卒業した者7. 外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者* |
|---|

*「当該国において学校教育における14年以上の課程として大学への編入学が制度上認められている等に基づき日本の短期大学、高等専門学校、専門学校に相当すると認められる課程」を修了した者



①②の一方が不可の場合には「再申請」が可能

図1-1 学士の学位取得の流れ

1.3 単位の修得

申請者は、基礎資格を得た後、科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を新たに積み上げる必要がある。

1.3.1 単位の修得方法

<単位の修得先>

「基礎資格を有する者」が、本制度により学士の学位を取得しようとする場合に新たに修得する単位には、次表の（１）～（３）の単位が該当する。

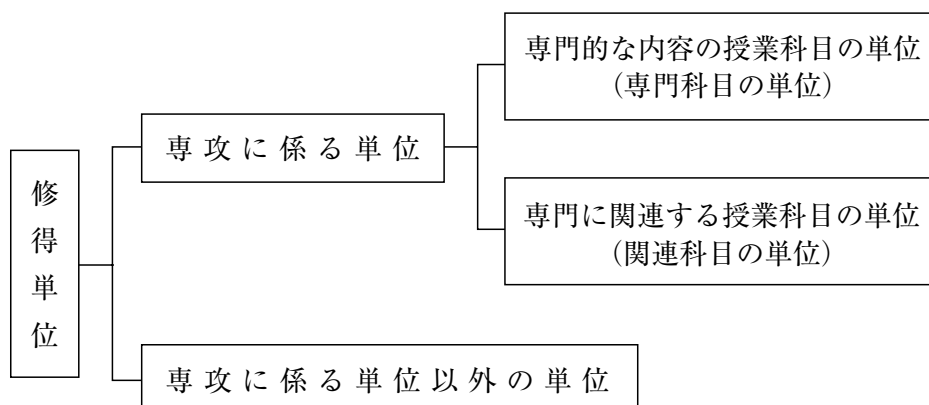
(1)	大学の単位	ア 科目等履修生として修得した単位
		イ 大学の学生として修得した単位
		ウ 大学院の学生として修得した単位
(2)	短期大学、高等専門学校の認定専攻科の単位	
(3)	大学専攻科の単位	

<履修の方針>

単位の修得にあたっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければならない。

<修得単位の区分>

本機構では、履修の方針の趣旨に適合するように単位が修得されているかを審査するために、修得単位を「専攻に係る単位」と「専攻に係る単位以外の単位」の２つに大きく分け、さらに「専攻に係る単位」を専門的な内容の授業科目の単位（「専門科目の単位」）と専門に関連する授業科目の単位（「関連科目の単位」）に区分して、それぞれについて修得すべき単位数など、単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」）を定めている。



1.3.2 単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」）

本機構の学位授与制度により学士の学位を取得するために学修すべき年限、修得すべき単位等は、「基礎資格を有する者」のいずれの項目に該当するかによって、また、卒業（修了）した短期大学、専門学校の修業年限等によっても異なる。

以下に、「基礎資格を有する者」を3つの区分に分けて、申請可能な時期と単位修得の要件を示す。

基礎資格を有する者の区分及び申請可能な時期

区 分	該当する「基礎資格を有する者」	申請可能な時期
第1区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年制短期大学の卒業生 ・ 高等専門学校卒業生 ・ 専門学校（修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上のもの）の修了者 ・ 外国において学校教育における14年の課程を修了した者 	短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業（修了）してから満2年が経過した後
第2区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年制短期大学の卒業生 ・ 専門学校（修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が2,550時間以上のもの）の修了者 ・ 旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者 ・ 外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者 	短期大学、専門学校等を卒業（修了）してから満1年が経過した後
第3区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者 	大学に在学した期間を含めて満4年が経過した後

単位修得の要件

区 分	単位修得の要件
第1区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業（修了）した後に2年以上にわたって62単位以上を修得 ・ 短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業（修了）した後に、「専攻に係る単位」を、専門科目の単位を含めて、合計31単位以上修得
第2区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学、専門学校等を卒業（修了）した後に1年以上にわたって31単位以上を修得 ・ 短期大学、専門学校等を卒業（修了）した後に、「専攻に係る単位」を、専門科目の単位を含めて、合計16単位以上修得
第3区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学した期間および修得した単位を含めて4年以上にわたって124単位以上を修得
すべての区分に共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たす ・ 「専攻に係る単位」を合計62単位以上修得 ・ 「専門科目の単位以外の単位」を合計24単位以上修得 ・ 外国語の単位を修得（外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国語以外の外国語の単位を修得）

1.3.3 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

本機構における学士の学位授与に係る審査は、表「専攻の区分、および対応する学位に付記する専攻分野の名称」に示す59に区分された専攻ごとに行われ、いずれの専攻を選択するかにより、単位の修得のために履修が必要な授業科目や「学修成果」のテーマ設定が異なる。

表 専攻の区分、および対応する学位に付記する専攻分野の名称

専攻の区分	専攻分野の名称	専攻の区分	専攻分野の名称		
国語国文学	文 学	看護学	看 護 学		
英語・英米文学		検査技術科学	臨床工学	保 健 衛 生 学	
独語・独文学					
仏語・仏文学					
中国語・中国文学					
ロシア語・ロシア文学					
歴史学					
哲学		鍼灸学	鍼 灸 学		
心理学					
宗教学		教育学	口腔保健衛生学	口 腔 保 健 学	
教育学					
神学		神 学	栄養学	栄 養 学	
社会学	社 会 学				
社会福祉学		教 養 又は 学 芸	機械工学	工 学	
比較文化					
地域研究					
国際関係					
科学技術研究					
社会科学					
法学	社 会 科 学	材料工学	土 木 工 学		
政治学	法 学				
経済学	政 治 学	建築学	社会システム工学		
商学	経 済 学	芸術工学		芸 術 工 学	
経営学	商 学	商船学	商 船 学		
数学・情報系	経 営 学	農学	農 学		
物理学・地学系		理 学	水産学	水 産 学	
化学系			家政学	家 政 学	
生物学系			音楽	美術	芸 術 学
総合理学					
薬科学	薬 科 学		体育学	体 育 学	

＜専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準＞

本機構では、専攻に係る専門の学芸が体系的に履修されているかについての審査を、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」により行う。

専攻に係る授業科目は、「専門科目」と「関連科目」に分けられ、さらに授業科目の内容や授業の方法（講義、演習、実習など）により区分される。専攻の区分によっては、複数の「専攻に係る授業科目の区分」がまとまって「群」として示されている場合もある。

「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」においては、「専門科目」、「関連科目」、「群」、「専攻に係る授業科目の区分」ごとに修得すべき単位数が示され、それぞれの「専攻に係る授業科目の区分」に該当する一般的な授業科目の例が「専門科目の例」としてあげられている。

専攻の区分	専攻分野の名称
42 機械工学	工 学

機械工学は、有用な機械を開発、設計、製造、運用、保守、廃却するために必要な技術の基礎となる広範な学問体系である。工学の分野で最も広い領域をカバーしており、最近ではコンピュータ、ソフトウェア、人間を含む生体の機能や心理的反応に関する知見を包摂し、地球環境保全対応も視野に入れつつ拡張されている。このため、学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験・実習により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

「群」	専攻に係る授業科目の区分	専門科目 (40 単位以上) ← 「専門科目」の必要単位数 【A 群 (講義・演習科目)】 (30 単位以上) ← ○機械材料・材料力学に関する科目 ○機械工作・生産工学に関する科目 ○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目 ○流体工学に関する科目 ○熱工学に関する科目 ○機械力学・制御に関する科目 ○知能機械学・機械システムに関する科目 【B 群 (実験・実習科目)】 (6 単位以上) ← ○機械工学に関する実験・実習科目	左の A 群の区分のうちから 4 区分以上におわたること ← 「群」専攻に係る授業科目の区分の選択条件
		関連科目 (4 単位以上) ← 「関連科目」の必要単位数 ◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	「群」ごとの必要単位数

■ 専門科目の例 ■

【A 群 (講義・演習科目)】

○機械材料・材料力学に関する科目

材料力学、塑性学、弾性力学、破壊力学、材料弾性学、固体力学、金属組織学概論、強度設計学、機械固体物理、機械材料学、工業材料、構造制御学、材料機能システム学、材料強度論、材料評価学、連続体力学、計算力学、変形の力学など

○機械工作・生産工学に関する科目

機械加工学、加工の力学、精密加工学、特殊加工学、工作機械、加工計測、塑性加工学、成形の力学、生産工学、生産管理工学、CAD/CAM、生産システム学、生産自動化学、情報化生産工学、機械工作法、生産加工学、生産技術など

○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目

機械要素学、機構学、信頼性工学、機械デザイン、設計工学、計算機援用設計 (CAD)、潤滑工学、表面工学、トライボロジー、自動車工学、ビークル工学、宇宙・航空工学、船舶工学、機械設計、機構システム学、交通機械工学、機械創造学など

○流体工学に関する科目

流体力学、流体機械、流れ学、乱流工学、流体エネルギー変換工学、数値流体力学、気体力学など

○熱工学に関する科目

熱力学、応用熱力学、統計熱力学、伝熱学、伝熱工学、熱と物質の移動、熱物質移動論、輸送現象論、数値熱工学、燃焼工学、熱機関学、内燃機関工学、蒸気工学、熱エネルギー変換学、熱エネルギーシステム学、低密度エネルギー利用工学、原子力工学など

○機械力学・制御に関する科目

工業力学、機械力学、機械振動学、振動解析学、振動工学、音響工学、振動・音響制御、自動制御、制御工学、機械制御、デジタル制御、計測工学、機械計測、センサ工学、計測制御機器、振動波動学、油空圧工学など

○知能機械学・機械システムに関する科目

ロボット工学、ロボティクス、メカトロニクス、マイクロメカトロニクス、画像工学、機械知能学、人間・機械系、システム工学、人工知能、人間工学、知識工学、知能工学、認知工学、情報工学、生体工学、生物工学、医用工学、バイオメカニクスなど

【B 群 (実験・実習科目)】

○機械工学に関する実験・実習科目

機械工学実験、材料力学実験、機械加工学実験、設計工学実験、流体工学実験、熱工学実験、機械力学実験、ロボット工学実験、機械製図、機械工作実習、ものづくり実習など

1.4 学修成果

「学修成果」とは、学位の取得を希望する専攻の区分に即した特定のテーマ（課題）についての成果をいい、学士の学位取得を希望する者の学力が、学士の水準に達しているか否かを審査するための資料として提出を求めている。テーマは申請者が自ら設定し、形態はレポートとする。ただし、専攻の区分「音楽」、「美術」については、演奏・創作または作品の形態も選択することができる。

1.5 申請

所定の単位をすべて修得し、「学修成果」を作成すれば、学位授与の申請ができる。

申請はインターネットを利用した「電子申請」又は「郵送申請」により行い、受付期間は毎年4月及び10月の7日までである。

<認定専攻科修了見込みでの申請>

本機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科（認定専攻科）のうち、次の①～③のいずれかの専攻科を修了する見込みの者は、9月に修了する見込みの者にあつては当該年度の4月期に、3月に修了する見込みの者にあつては当該年度の10月期に、それぞれ申請することができる。

- ① 就業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の認定専攻科
- ② 就業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21条）第19条に規定する短期大学を除く。）に置かれた修業年限1年の認定専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の認定専攻科

1.6 試験

試験は、提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行う。学修成果としてレポートを提出した者には、レポートの内容に関連する事項について小論文の形で課される（試験時間90分）。また、専攻の区分「音楽」または「美術」で、レポート以外の学修成果を提出した者については、小論文試験に代えて面接試験（15分程度）を行う。

1.7 合否の判定

「修得単位の審査」、「学修成果・試験の審査」についてそれぞれ可／不可の判定が行われ、両方が「可」と判定された場合に、「合格」となる。

修得単位の審査は、申請者の修得した単位が単位修得の要件を満たしているかどうかについて審査を行う。

学修成果・試験の審査は、提出された学修成果のテーマ設定が専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、試験の結果、提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着していると認められるかについて、学修成果と試験の結果をあわせて審査する。

<不合格理由の通知>

不合格の場合は、次のとおり不合格となった理由を併せて通知する。

判定結果	「不可」の理由
修得単位の審査が「不可」	〇〇〇の単位について「〇〇〇に関する科目の単位」が○単位不足
学修成果・試験の審査が「不可」	イ 学修成果のテーマの設定が適切でない
	ロ 学修成果の内容が水準に達していない
	ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
	ニ 試験を受けていない

また、表の「イ」または「ロ」の理由で学修成果・試験の審査が「不可」になった場合は、再度申請をする際に学修成果の書き直し等が必要となり、判定結果とあわせて「学修成果書き直しのための留意事項」を通知する。

1.8 学位の授与

合格した場合は、専攻の区分に応じて、27種類の専攻分野の名称が学位に付記される。

2. 短期大学及び高等専門学校専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

2.1 短期大学および高等専門学校の専攻科の認定

本機構では、専攻科を置く短期大学又は高等専門学校からの申出を受けて、教育課程が大学教育に相当する水準にあるか、授業科目を担当する教員が大学の教員に相当する資格を有するかなどを、審査の上認定している。認定された専攻科で修得した単位は、基礎資格を有する者に該当した後に修得した単位として使用することができる。

専攻科の認定要件は次のとおりであり、審査は専攻ごとに行われる。

短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（規則第29号）抜粋
（専攻科の認定の要件等）

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

専攻科の認定は、図1-2に示す過程で行われる。

2.2 認定専攻科の教育の実施状況等の審査

認定専攻科に対しては、原則として認定から5年後、その後原則として7年ごとに教育の実施状況について審査を行い、教育の水準が維持されていることを確認している。

教育の実施状況等の審査は、図1-3に示す過程で行われる。

＜ 専 攻 科 の 認 定 ＞

短期大学及び高等専門学校から専攻科認定申出

- ① 専攻科認定申出書
- ② 専攻科等の概要を記載した書類
- ③ 学則及び専攻科に関する規則
- ④ 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書

(認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに提出)



学位審査会に専攻科の認定の可否について審査を付託



専門委員会において教育課程及び教員組織等の審査
学位審査会へ審査結果の報告



学位審査会において専攻科の認定の可否について審査
機構長へ審査結果の報告



短期大学及び高等専門学校へ専攻科の認定の通知
(専攻科の認定の申出があった年度の3月31日までに通知)

(再審査)

- ・ 専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは，設置者に対し理由を示した上，変更しようとする年度の前年度の11月15日までに書類の届出を求め，認定の再審査を行う。
- ・ 専攻科の認定の要件に係る現況を確認する必要があると認めるときは，設置者に対し理由を示した上，随時，書類の届出を求め，認定の再審査を行う。

図1-2 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定

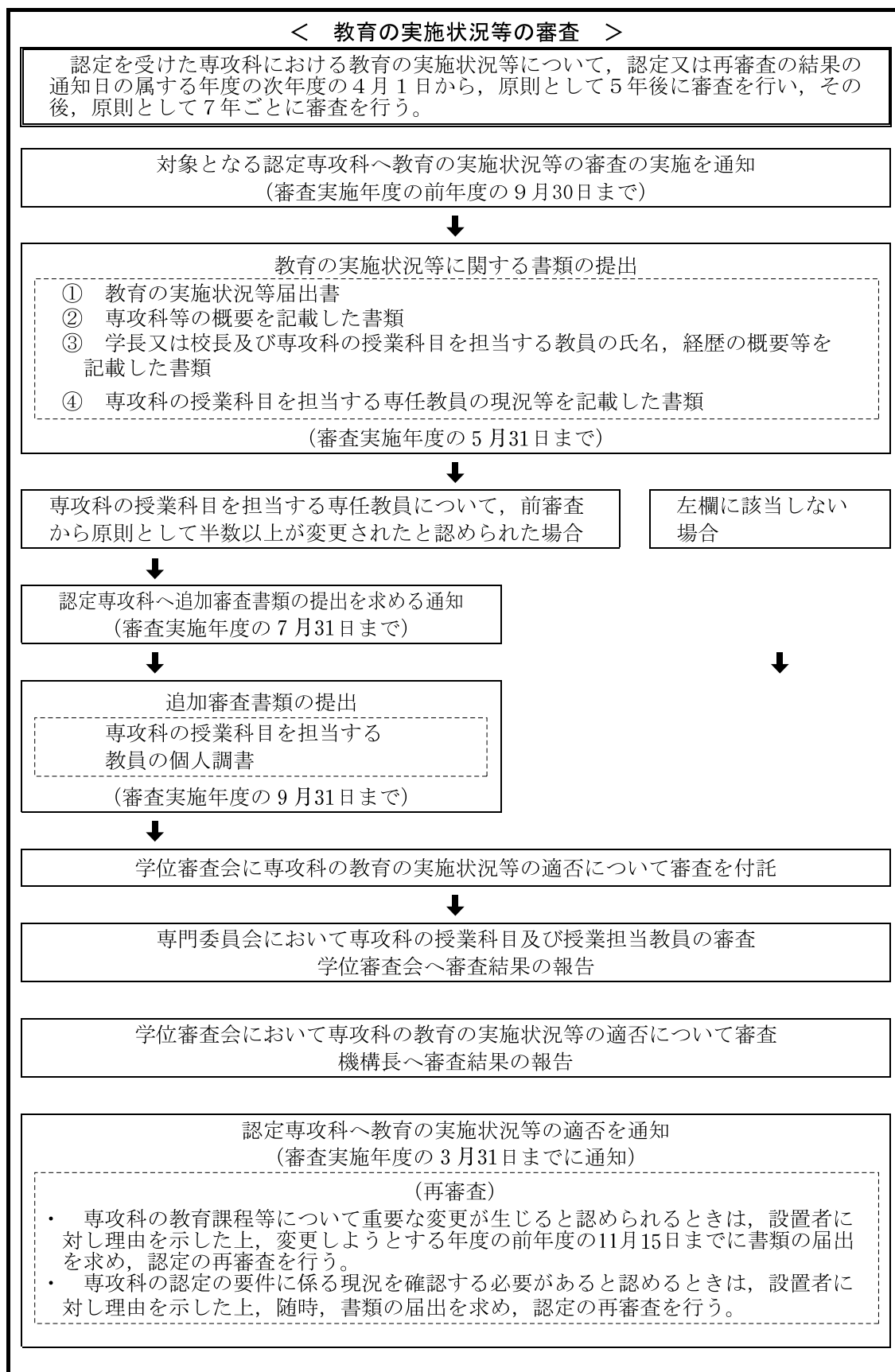


図1-3 短期大学及び高等専門学校認定専攻科における教育の実施状況等の審査

3. 省庁大学校認定課程修了者に対する学位授与

3.1 学士の学位授与

学士の学位授与は、省庁大学校の課程で大学の学部に対応する教育を行うと機構が認定したものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対して行われる。

学士の学位授与の審査過程は、図1-4に示すとおりである。

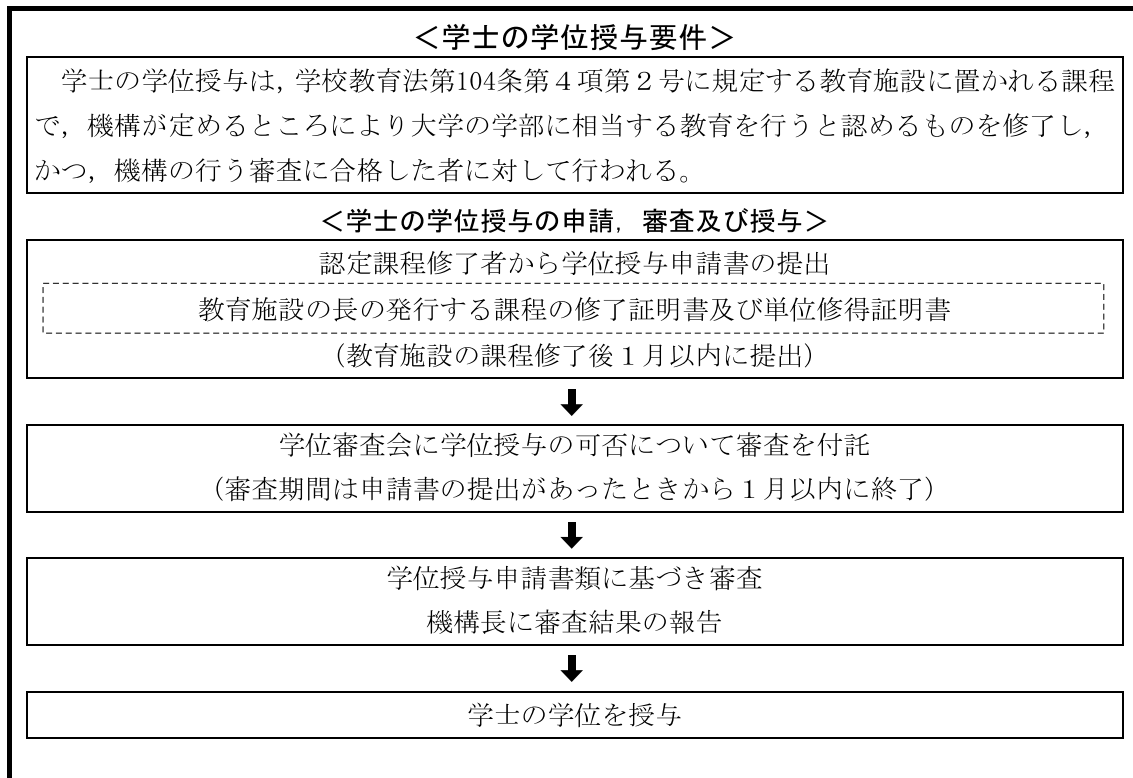


図1-4 省庁大学校の認定課程修了者に対する学士の学位授与

3.2 修士の学位授与

修士の学位授与は、省庁大学校の課程で大学院の修士課程に相当する教育を行うと機構が認定したものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。論文の審査及び試験は、2名以上の専門委員により実施される。

修士の学位授与の審査過程は、図1-5に示すとおりである。

<認定課程修了見込みでの申請>

機構が大学院の修士課程に相当する教育を行うと認定した課程を3月に修了する見込みの者が、当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月に申請を行うことができる。

認定課程修了見込者に対する修士の学位授与の審査過程は、図1-6に示すとおりである。

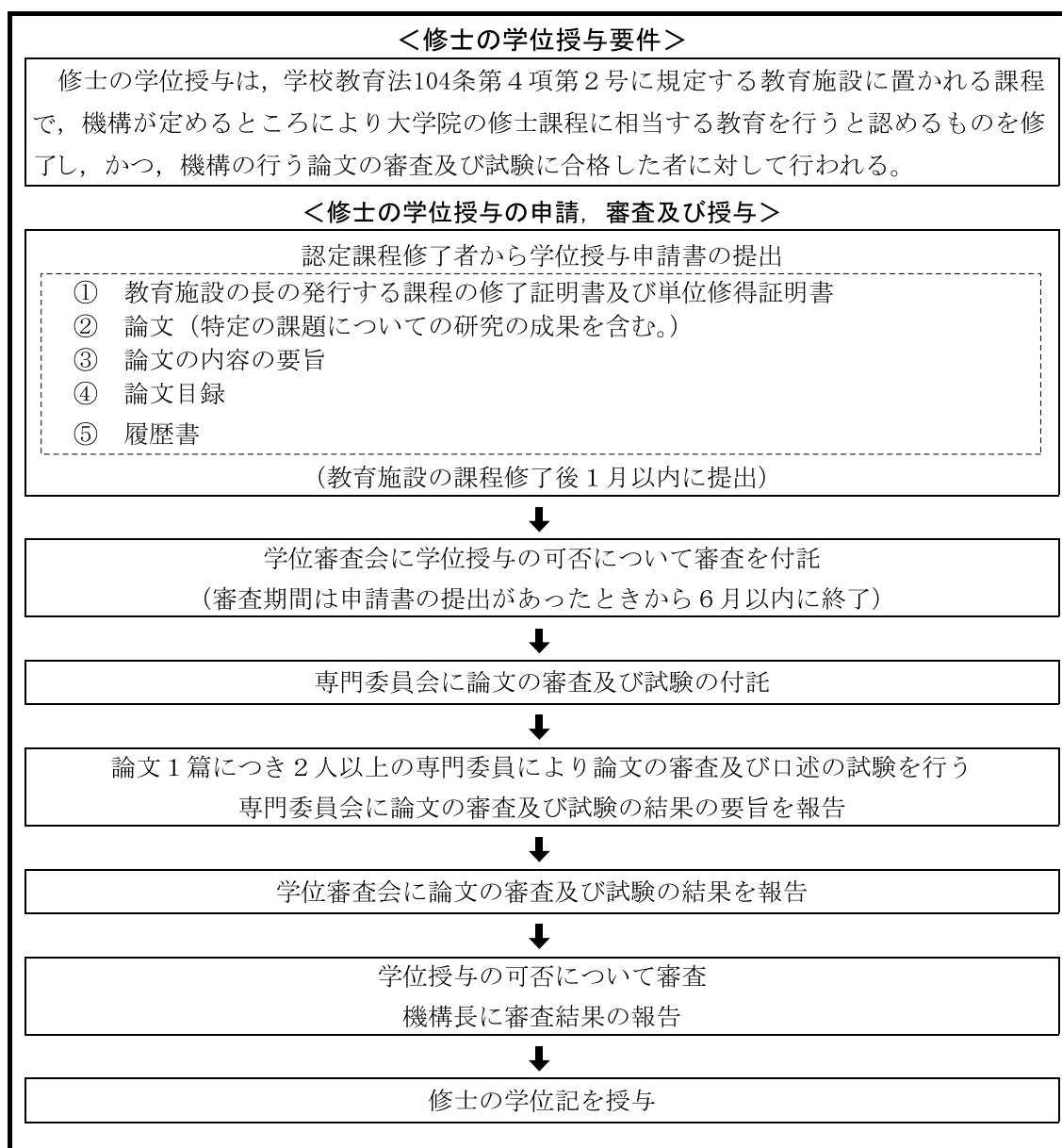


図1-5 省庁大学校の認定課程修了者に対する修士の学位授与

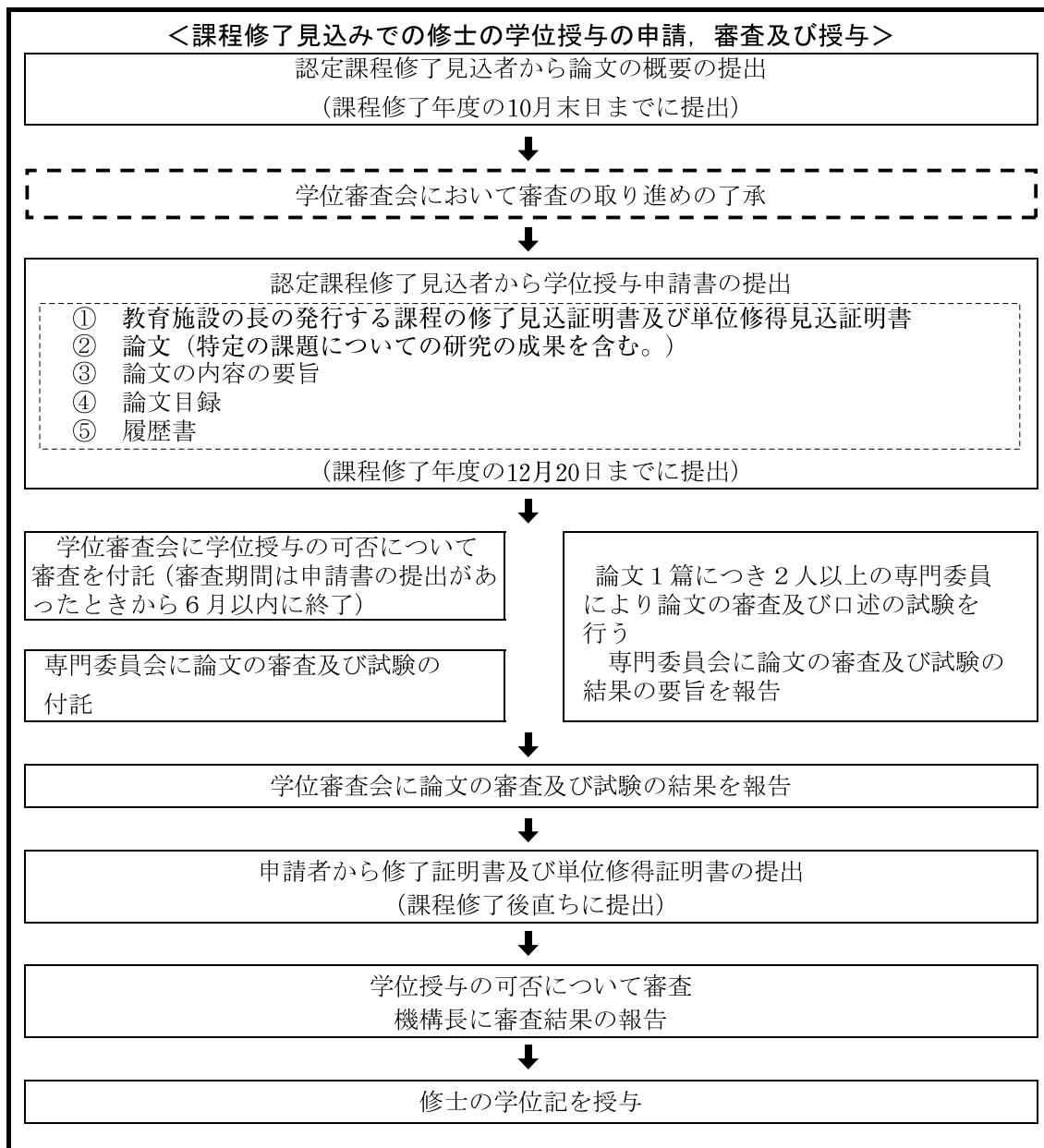


図1-6 省庁大学校の認定課程修了見込者に対する修士の学位授与

3.3 博士の学位授与

博士の学位授与は、省庁大学校の課程で大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認定したものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。論文の審査及び試験は、3名以上の専門委員により実施される。

博士の学位授与の審査過程は、図1-7に示すとおりである

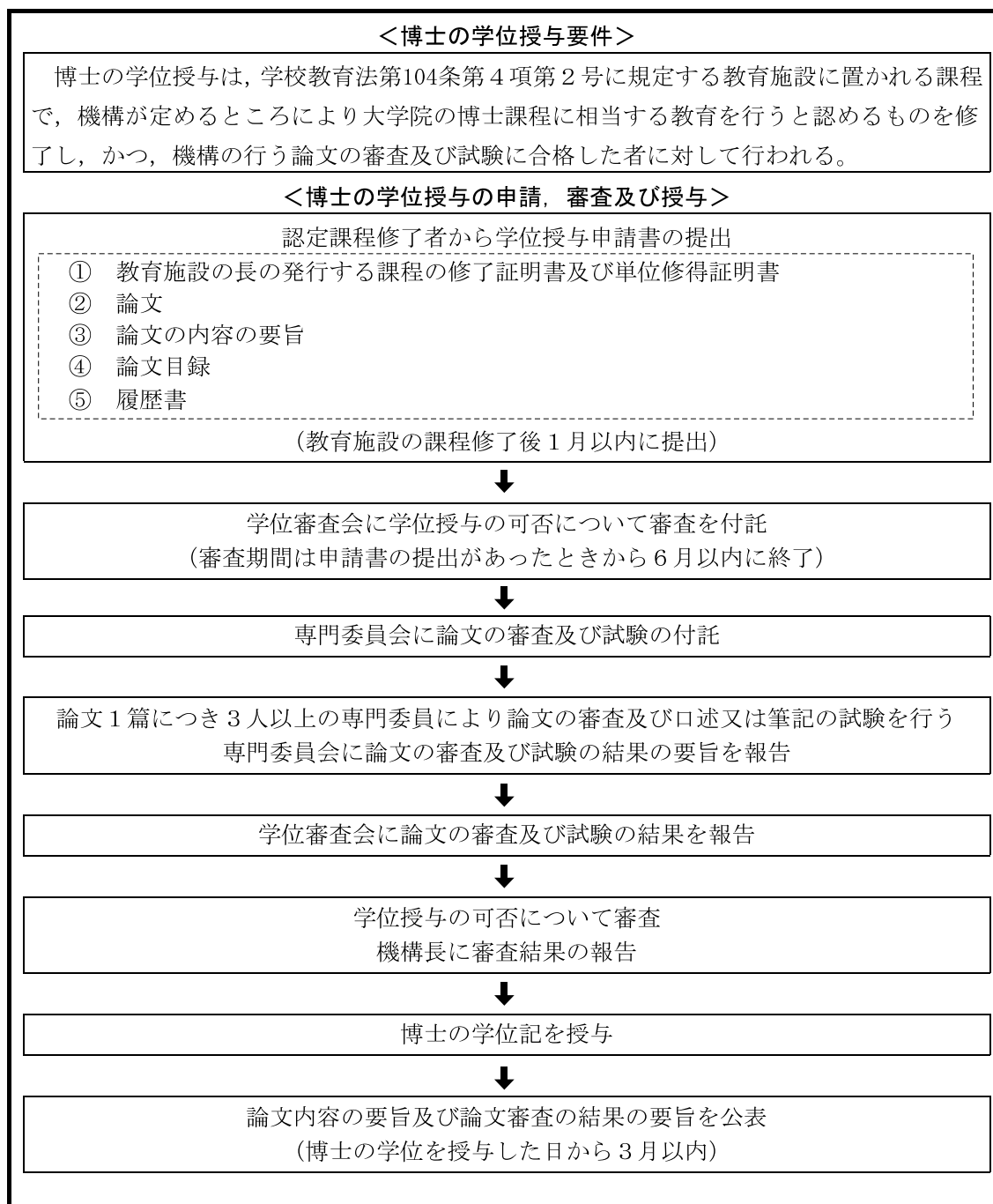


図1-7 省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与

4. 大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定及び教育の実施状況等の審査

4.1 大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定

本機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程と認定している。

教育施設	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	人文科学 / 社会科学 理学 / 工学	理学 / 工学 安全保障学*	理学 / 工学 安全保障学
防衛医科大学校	医学		医学
独立行政法人水産大学校	水産学		
海上保安大学校	海上保安		
気象大学校	理学		
職業能力開発総合大学校	工学	工学	
国立看護大学校	看護学	看護学	

*平成14年度までは社会科学

課程の認定は、図1-8に示す過程で行われる。

4.2 認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査

省庁大学校の認定課程科に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況について審査を行い、教育の水準が維持されていることを確認している。

認定課程の教育の実施状況等の審査は、図1-9に示す過程で行われる。

＜ 課 程 の 認 定 ＞

学校教育法第104条第4項第2号に規定する教育施設から課程認定申出

- ① 課程認定申出書
- ② 教育施設等の概要を記載した書類
- ③ 教育施設の規則
- ④ 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目
- ⑥ 設備の概要を記載した書類
- ⑦ 校地等の概要を記載した書類
- ⑧ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑨ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類

(認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに提出)



学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託



専門委員会において教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等の審査
学位審査会へ審査結果の報告



学位審査会において課程の認定の可否について審査
機構長へ審査結果の報告



学校教育法第104条第4項第2号に規定する教育施設へ専攻科の認定の通知
(専攻科の認定の申出があったときから6月以内に通知)

(再審査)

課程の認定の申出のあった事項について重要な変更が生じると認められるときは、書類の届出を求め、課程の認定の再審査を行う。

図 1 - 8 省庁大学校の課程の認定

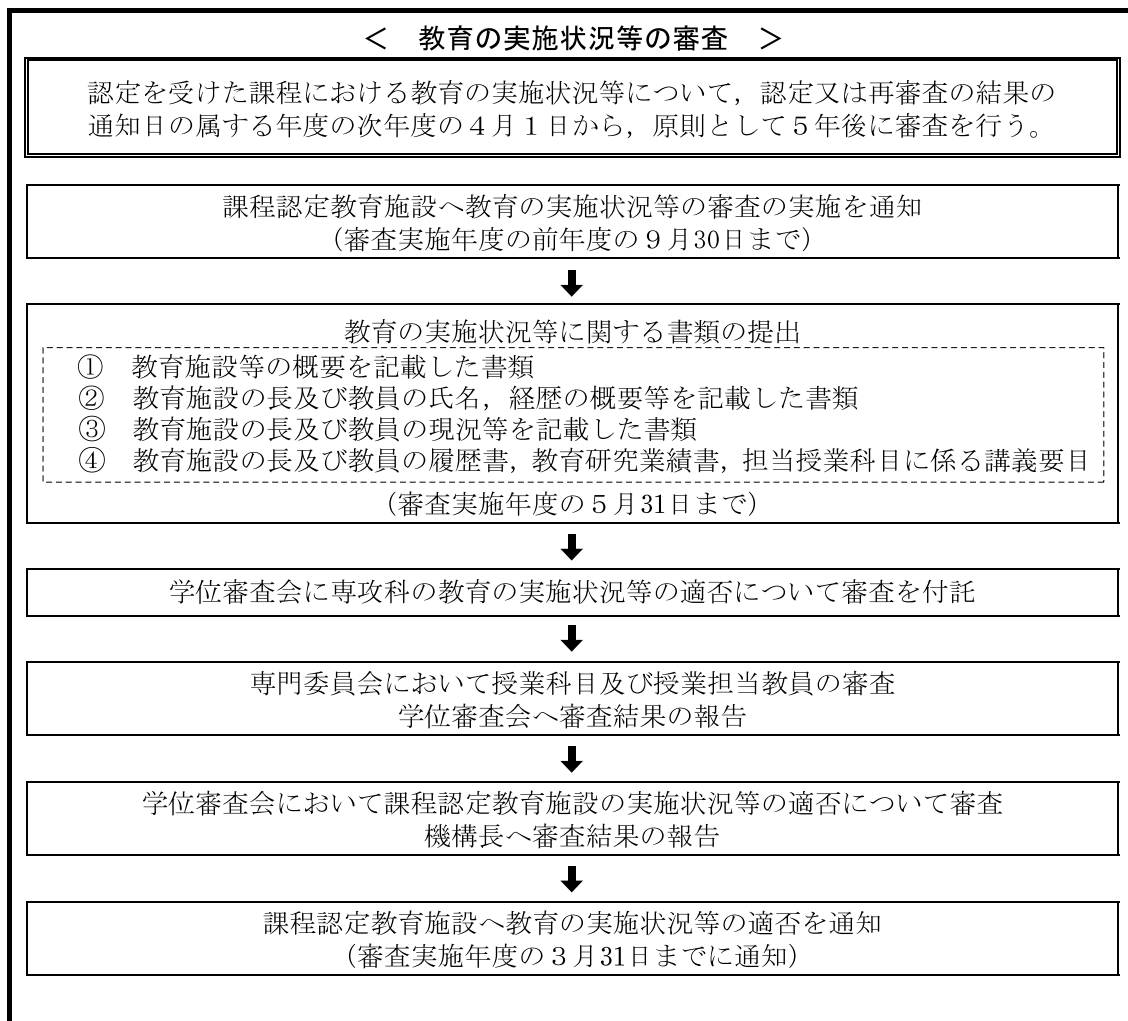


図1-9 省庁大学校の認定課程における教育の実施状況等の審査